

## 浜松市地方卸売市場取引委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市地方卸売市場業務条例施行規則（昭和47年浜松市規則第52号）第49条の規定に基づき、市場における取引業務の適正化及び円滑な運営を図るため設置する浜松市地方卸売市場取引委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 委員会は、卸売業者、売買参加者、出荷者の各代表者及び学識経験者の委員4人をもって組織し、当該委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 静岡県経済農業協同組合連合会浜松食肉市場の場長又は補佐の職にある者
- (2) 浜松食肉買受人事業協同組合の理事長又は理事
- (3) 浜松市食肉地方卸売市場に出荷実績のある農業協同組合関係者
- (4) 静岡県経済農業協同組合連合会の畜産又は食肉部門の代表者

2 委員は非常勤とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第3条 委員長の任期は、2年とする。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、浜松市食肉地方卸売市場施設管理グループにおいて処理する。

### (関係者の出席)

第5条 委員会は、審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (附則)

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

浜松市地方卸売市場取引委員会要綱の改正（新旧対照表）

| 条項  | 改正前  | 改正後  |
|-----|--|--|
| 第2条 | <p>委員会は、委員4人をもって組織し、当該委員は、次の職にある者について市長が委嘱する。</p> <p>(1) 静岡県経済農業協同組合連合会<br/>浜松食肉市場長</p> <p>(2) 浜松食肉買受人事業協同組合理事長</p> <p>(3) 静岡県経済農業協同組合連合会<br/>浜松食肉市場長が推薦する者1名</p> <p>(4) 静岡県経済農業協同組合連合会<br/>畜産課長</p> <p>2 委員は非常勤とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> | <p>委員会は、<u>卸売業者、売買参加者、出荷者の各代表者及び学識経験者の委員</u>4人をもって組織し、当該委員は、<u>次に掲げる者</u>について市長が委嘱する。</p> <p>(1) 静岡県経済農業協同組合連合会<br/>浜松食肉市場の<u>場長又は補佐の職にある者</u></p> <p>(2) 浜松食肉買受人事業協同組合の<u>理事長又は理事</u></p> <p>(3) <u>浜松市食肉地方卸売市場に出荷実績のある農業協同組合関係者</u></p> <p>(4) 静岡県経済農業協同組合連合会<br/><u>の畜産又は食肉部門の代表者</u></p> <p>2 委員は非常勤とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> |